



# HOKKAIDO UNIVERSITY

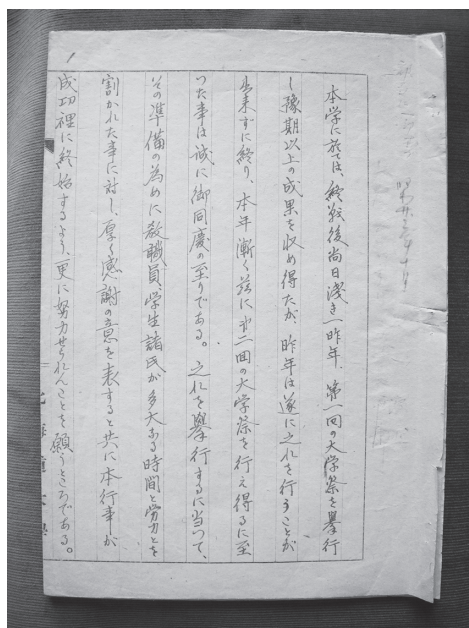
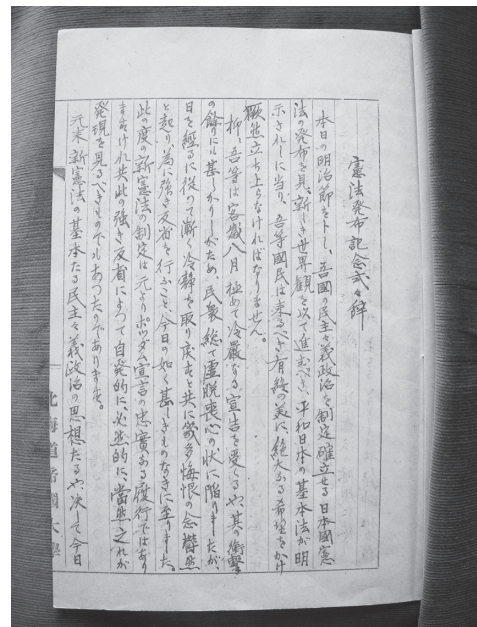
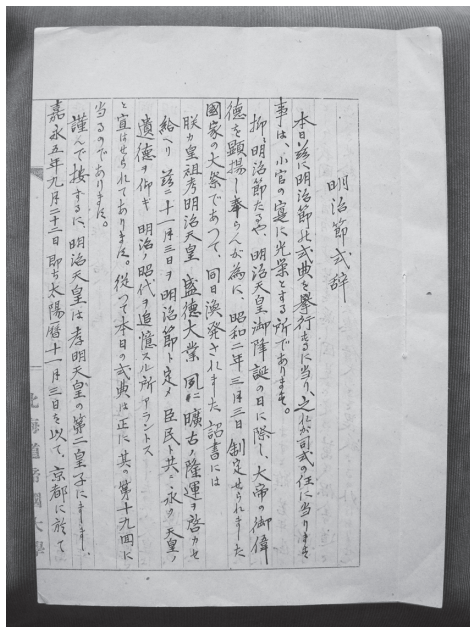
Title	伊藤誠哉学長の式辞 : 「明治節」「憲法発布記念式」「体育祭・文化祭」
Author(s)	井上, 高聡//解題
Citation	北海道大学大学文書館年報, 4, 83-99
Issue Date	2009-03-31
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/43376">https://hdl.handle.net/2115/43376</a>
Type	other
File Information	4_83-99.pdf



< 資料紹介 >

伊藤誠哉学長の式辞

——「明治節」「憲法発布記念式」「体育祭・文化祭」——



[凡例]

1. 漢字の旧字・異体字は、基本的に常用の新字に改めた。
2. 文意の通じにくい誤字には、正字を [ ] に入れて誤字の上に記した。
3. 段落の始まりは、一字分下げた。

## 「明治節」

### 明治節式辞

本日茲に明治節の式典を挙げるに当り、之れが司式の任に当ります事は、小官の寔に光榮とする所であります。

抑々明治節たるや、明治天皇御降誕の日に際し、大帝の御偉徳を顕揚し奉らんが為に、昭和二年三月三日制定せられました国家の大祭であつて、同日渙發されました詔書には

朕カ皇祖考明治天皇盛徳大業夙ニ曠古ノ隆運ヲ啓カセ給ヘリ茲二十一月三日ヲ明治節ト定メ臣民ト共ニ永ク天皇ノ遺徳ヲ仰ギ明治ノ昭代ヲ追憶スル所アラントス

と宣はせられてあります。従つて本日の式典は正に其の第十九回に当るのであります。

謹んで按ずるに、明治天皇は孝明天皇の第二皇子にましまし、嘉永五年九月二十二日即ち太陽暦十一月三日を以て、京都に於て御降誕遊ばされました。御諱は睦仁、<sup>さち</sup>祐宮と申し奉ります。万延元年七月十日皇太子に冊立あらせられ、慶応三年一月九日御年十六歳を以て踐祚し給へました。

当時国内の情勢は誠に險悪にて、尊皇佐幕の両党互いに相闘ぎ、開国攘夷の論争甚しく、内外交々多端の秋でありましたので、天皇は明かに時局を洞察せられ、終に徳川幕府をして大政を奉還せしめ、三年十二月九日王政復古の大詔を下し給ひ、茲に維新の大業忽ちにして成就するに至りました。

かくて翌明治元年三月十四日彼の有名なる五箇條の御誓文を發し給ひ、開国進取の国是は茲に初めて定まつたのであります。実に明治天皇は天資古今に絶する大偉人にましますと雖、若年御即位の当初に於て、しかも封建制相統さし国勢の下に於て、断乎として我国未曾有の変革を為し、国是を定め、万民保全の道を立てさせ給ひしことは、只々御聖徳の偉大なるを畏敬するの外はありません。本年一月一日今上陛下は右の御誓文に対し

勸旨公明正大、又何ヲカ加ヘン。朕ハ茲ニ誓ヲ新ニシテ国運ヲ開カント欲ス。須ラク此趣旨ニ則リ、旧来ノ陋習ヲ去リ、民意ヲ暢達シ、官民挙ゲテ平和主義ニ徹シ、教養豊カニ文化ヲ築キ、以テ民生ノ向上ヲ図リ、新日本ヲ建設スベシ。

と詔り給ひしを見るも、如何に明治大帝の御聖慮の遠大なるかを知るに足るのであります。

之れより後、益々民治に御心を傾注され、大に人材を登用し、諸般の制度を改革し、明治二年三月都を東京に遷し給ひ、五月函館五稜郭に於ける幕軍の降伏を以て、全国全く静謐に帰し、維新の改革は茲に全く終局を告ぐるに至りました。於是乎四年七月廢藩置県の詔を下し給ひ、鎌倉幕府創立以来、実に七百年に亘つた封建制を全く打破せられ、内は国

民を愛撫し、外は港を開いて諸外国と相親しみ、百般の文化を進め給ひ、次で五年西南諸国に、九年及び十四年奥羽並びに北海道に行幸遊ばされ、親しく民を犒ひ給ひましたが、十四年九月一日には吾札幌農学校に臨幸あらせられ、親しく生徒の実習、家畜房、排水管製造所を御巡覧に相成り、一同奨学の御盛意に感慨致しました。かくて聖業その緒につき、仁政率土の浜に遍く、遂に廿二年憲法を制定され、廿三年国会の開設を見、広く民意を容れさせらるゝに至りました。更に同年十月三十日教育勅語を下し給ひました。之れ其の当時、盲目的欧化主義を謳歌する者多く、国民教育の拠るべき所を失はんとするを憂ひさせられて、此の勅語を授け給ふたのであつて、国民教育の根本方針は茲に確立し、明治の文運、為に燦然として輝くに至りました。降つて廿七八年並に廿七八年の二大國難に於ては極めて御宸念を悩まされ、能く之れに処し給ひ、国運愈々益々隆昌を極め、万民齊しく明治中興の聖天子として仰ぎ奉つた所であります。四十五年七月三十日御宝算六十一歳を以て崩御あらせられ、国民総て慟哭、為す所を知らざる所でありました。

嗚呼、明治天皇の御聖徳、御鴻業の宏大無辺なる、到底吾等の述べ尽すべき所ではありません。実に御治世僅かに四十五ヶ年を以て渺たる東海の一小国より世界列強の班に加はらしめ、善く国民の福祉を増進せしめ給ふた御治績は内外古今を通じて全く比類なきものでありまして、茲に国民一同謹んで御聖徳を顕揚し奉る所であります。

今や吾国は全く其の事を誤り、敗戦降伏なる悲惨なる深淵に沈み、明治大帝に対し奉り、其の罪を謝するの辞を知らざるものであります。只々此の酷しき荊の下に喘ぎつゝも、明治維新の大業に稽ひ、一日も早く平和日本の再建を果さんことを誓ひ、以て御聖訓に答ひ奉らんとするものであります。茲に蕪辞を連ねて、以て本日の式辞と致します。

昭和二十一年十一月三日

## 「憲法発布記念式」

### 憲法発布記念式々辞

本日の明治節をトし、吾国の民主々義政治を制定確立せる日本国憲法の発布を見、新しき世界観を以て進むべき、平和日本の基本法が明示されしに当り、吾等国民は来るべき有終の美に、絶大なる希望をかけ凜然立ち上らなければなりません。

抑々吾等は客歳八月極めて冷厳なる宣告を受くるや、其の衝撃の余りにも甚しかりしがため、民衆総て虚脱喪心の状に陥りましたが、日を経るに従つて漸く冷静を取り戻すと共に幾多悔恨の念鬱然と起り、為に強き反省を行ふこと、今日の如く甚しきものなきに至りました。此の度の新憲法の制定は元よりポツダム宣言の忠実なる履行ではありますけれ共此の強き反省によつて自発的に、必然的に、当然之れが発現を見るべきものでもあつたのであります。

元来新憲法の基本たる民主々義政治の思想たるや、決して今日を以て初まつたものではありません。既に明治初年に於ける彼の有名なる五箇条の御誓文に於ても明かに之れを認

め得るのであつて、為に七百年來の封建制は打破せられ、其後漸次民主政治思想の發達を來し、終に明治二十二年二月十一日の紀元節を以て帝国憲法の發布を見、翌年民主政治の典型的制度たる議会の開会を見るに至りましたことは何人も能く知る所であります。

然しながら此の帝国憲法たるや、五箇条の御誓文中の「広く會議を興し万機公論に決すべし」との箇条の外に「智識を世界に求め大に皇基を振起すべし」との箇条が強く織り込まれあることを注意せなければなりません。之れ其の憲法が哲學的純理的法律学によらずして、歴史的な法律学によるものなりと稱せらるゝ所以でありまして、其の第一条に「大日本帝国は万世一系の天皇之を統括す」第四条に「天皇は国の元首にして統治權を総攬し此憲法の条規に依り之を行ふ」とあり、更に非民主的の主なるものとしては統帥權の獨立を規定し、議會政治以上の權能を与へあるを認めらるゝことでもあります。

かくて其の後に於ける議會政治の実状を見るに、時代により其の運営に甚しき差違を生じ、初めは民主主義者と反民主主義者の論争となり、次に互に提携し、更に政党内閣の出現となり民主主義思想の強き実現を見しに、昭和六年滿洲事變を契機として強力なる反動時代となり、七年五・十五、十一年二・二六の事件を経、十二年支那事變、十五年大政翼賛運動による政党の解消、十六年太平洋戦争勃発等、全く軍閥の専制と圧迫とによつて民主的政治は全く弾圧され、最後の結論として贏ち得たるものは即ち哀れむべき敗戦降伏なる醜き骸であつたのであります。斯くの如くんばそこに解放と共に自由と權利とを保證する新憲法の誕生が熱望さるゝに至ることは、蓋し当然の帰結ともいはねばならず、茲に又新憲法制定の意義をも見出すことが出来ます。<sup>[かかる]</sup> かるが故に吾が新憲法は平和の提唱、民主政治の確立、人權の尊重を根幹として制定されたる、実に十一章百三条よりなる大法典として茲に發布さるゝに至りました。

本憲法は六月二十五日より十月七日に至る百有余日の間、貴衆兩院に於て慎重審議されましたが、其の審議の状を見れば、本法が全然考究を要すべき余地なきものにも非らざるやの感を与へます。而して右審議中國民をして最も重大なる危惧と憂慮とを以て凝視せしめたる問題は天皇の位置、權能に関するものたりしなるべく、新憲法は其の第一条に「天皇は日本国の象徴であり、日本國民統合の象徴であつて、この地位は主權の存する日本國民の総意に基く」と記し、第四十一条に「国会は國權の最高機關であつて、國の唯一の立法機關である」と規定し、明に主權在民とし、天皇の權能を必要にて狭き範圍に限定し終つたのであります。之れは永い伝統、古き歴史を信じた者にとつては堪申べからざる悲哀であつたであります。然し從來兎角誤り易かりし神秘的にて非科学的なる考へ方が一掃され、真に吾等國民の敬愛なる憧れの中心たる、吾等と共にある吾等の天皇となり給ふたことを知ると共に、主權在民は責任在民たるを以て、如何なる場合と雖、累を天皇に及ぼすことなきを覺り、道徳的なる高き情操を以て之れを理解し、茲に初めて大に心の温味を感じ得たのであります。

かくて國權の最高機關は国会なるが故に、其の責任は極めて重大であり、國家の死活は一にかゝつて国会の手中に存するに至りました。世界の勢は、議會政治が政治体制中の

最良なるものと認めつゝある所であり、吾等は之れを確固なる基盤の上に築き上ぐることを必要とします。その為には是非とも優秀なる代議者、即ち民意を代表する、私利私欲を超越せる、正しき理性と高潔なる人格とを有する者を議会に送らなければなりません。然るに従来の議会の実状を見るに、往々にして多数党たらんが為の悪竦<sup>[義]</sup>なる運動、多数党の横暴、衆愚政治への墮落、選挙毎に変動する不安定政治等々、其欠陥を数へ来れば、必ずしも楽観を許さざるもの多し。茲に於てか之れが対策として、一般民度の昂揚、政治意識の向上が根本的に必須なる事となり、一般民衆教育の要を痛感せしめらる所であります。

更に本憲法の最も特色とするところは戦争の放棄を規定せることであります。即ち其の九条に於て「日本国民は正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」と制定致しました。従来侵略戦争を否認せる一七九一年フランス、一八九一年ブラジルの憲法は存するも、本憲法の如く全然武備を撤発<sup>[義]</sup>し戦争を放棄するが如きものは全世界に其の例のないものであると称せられます。勿論それは正しき事であり、何人も望むところであり、之れを宣言することは勇ましい、誇るべき事であるけれ共、現下の国際情勢下に於て之れを遂行するに如何に困難なるかは想像に余りある所であり、吾等が敢て之れを行ふには特に一重大なる覚悟を固めざるべからざるものであることを痛切に感じます。

之れを要するに本憲法の根本原則をるところは純理的民主主義であり、基本的人権の宣言であります。従つて一七七六年のアメリカの独立宣言、即ち「総ての人類は平等に作られたるものなること、人類は其の創世主より他に譲ることの出来ざる権利を与へられたる者にして、生存、自由及び幸福の追究はこの権利に属し、此等の権利を保障せんが為に人類の間に政府を設け、政府の正当なる権限は被治者の同意に依つて生ずる」との宣言、並びに一七八九年フランス革命の際に現れたる、人類の聖典と迄呼ばるゝ、彼の人権宣言、即ち「人は生れながらにして自由かつ平等なり」との宣言と全く其の揆を一にするもので、個人の自由と国民としての平等が確認されてあるのであります。従つて学問、良心、信教、言論等の自由は勿論完全に保障されてゐます。然し個人の自由は往々にして個人主義の傾向を醸し、甚しきは放縦にさへ流るゝに至ります。国民各々が正しき要求をなす権利と自由とを有すると共に国民全体の福祉を増進する責任義務を有せなければならず、個性の尊重と共同生活の尊重との両面の存することを忘れてはなりません。又凡ての国民は法の下に於て平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分、門地によつて経済的又は社会的關係に於て差別なきことを規定されてゐる。然し人は其の才能により、その職により位置、待遇の差を来すことは免れられない。若し之れをしも平等たらしめるならば却つて社会の公正を欠くに至ります。即ち平等は公民としての人間の平等を意味する事を注意せねばなりません。

熟々慮みるに新憲法は平和日本再建に対する吾国の新しき理想と日本の世界観とを大胆

率直に述べたる一大声明であります。声明は容易でありと雖、之れが実行は決して容易ならず。実行の伴はざる声明は空文であり恥辱である。否一步を誤れば、そこに祖国日本の滅亡を来します。法は死物であり之れを生かすものは人である。今繁栄と滅亡の分岐点に立ちて吾等国民は茲に一段の覚悟を要すると共に国民全部をして此の法の運営を誤らしめざらんが為に徹底的に教育するを緊要とします。茲に教育にたづさはる吾等、教養を専念しつゝある学徒の重き責任を痛感する所であります。幸に互に心を一にし、新憲法を明にし、彼のリンカーンが南北戦争の慰霊式に於て「この国をして新らたなる自由を誕生せしめ、人民の、人民による、人民のための政治を地上より絶滅せしめざる決意を以て一新すべきである」と述べしが如く、茲に新に誕生せる本憲法によつて日本国民の、日本国民による、日本国民のための政治たらしむべき決意を新にし、吾等の天皇陛下を心より敬愛し奉り、吾等の愛する祖国をして、速に絢爛たる文化国家たらしむべく、この日本再建黎明の日、来るべき光と榮とに大なる望をかけて以て、本日を祝福したいと思ひます。茲に所懐を述べて以て本日の式辞と致します。

昭和二十一年十一月三日

### 「体育祭・文化祭式辞」

本学に於ては、終戦後尚日浅き一昨年、第一回の大学祭を挙行し予期以上の成果を収め得たが、昨年は遂に之れを行うことが出来ずに終り、本年漸く茲に第二回の大学祭を行え得るに至つた事は誠に御同慶の至りである。之れを挙行するに当つて、その準備の為に教職員、学生諸氏が多大なる時間と労力とを割かれた事に対し、厚く感謝の意を表すると共に本行事が成功裡に終始するよう、更に努力せられんことを願うところである。

抑々大学は深く学芸を研究し、之れを教授し知的、道德的及び応用的能力を展開させることを以て、その目的とすると同時に學術の中心となり広く世人にも智識を普及するの任務を有して居るのである。然るに従来研究、教育の面にのみ重きを置き、一般社会に対する普及事業は聊か閑却された嫌いがあつたが為に、兎角一般民衆から遊離、孤立し、世人は大学を象牙の塔に立て籠つた、特殊的存在と迄評するに至つた。勿論之の普及事業たるや、戦前も戦時中も常に要望された所であるけれ共、戦後に於て民主的教育の面より特に強調せられた所であり、吾等も亦その要を認むるが故に、種々其の線に沿うて事を行い、今日に及んで居る。此度この大学祭を行う所以も亦全く、その一環であつて、広く学内を開放し、如何なる研究が如何に行われ、如何なる結果が得られつゝあるかを一般民衆に知らしめんとするものである。勿論僅か数日間の解放によつて諸学科全般に亘つて、充分なる智識を普及することは不可能であるけれ共、之れを行わざるに比すれば同日の談ではない。若し夫れ、これによつて或は青少年の向学心を導き、或は世人の教育、研究に対する関心を高め、教育復興の一日も忽がせにすべからざるを感ぜしむることを得ば、文化国家建設の途上、極めて有意義の事と言わねばならぬ。今や吾が学園は荒れはて、諸般の設備

も亦破損し、昔の面影を有しない事を愧ずるものではあるけれ共、之れが日本の真の、偽らざる姿であり、之れに対する世人の関心と理解とを深め得るものであらうと思う。

次に今回の大学祭に於ては、学術的公開の外に、音楽、美術、演劇等を交いた所以は、人間教養の見地よりして、常に情操教育の要を認めるからであり、又同時に学内親睦の点よりも極めて意義あるものであると思わるゝ為めである。大学が研究、教育の機関である以上、学内の者、こぞつて和衷協同、和氣鬩々たる雰囲気の中に、所期の目的を達成すべきものであることは、今更云う迄もない所である。従つて之れ等の催しが、本計画に錦上更に花を副え、なごやかな、朗かな思の中に終始せられんことを希うからである。

以上は簡単に大学祭挙行に対する所感を申し述べた所であるが、更に此の機会に於て、学内の諸運動について、所懐の一端を開陳することは決して無意義でないと信ずるが故に、以下聊か、これに言及することゝする。

教育の根本概念は、学校教育のみならず、家庭、社会の教育に於ても、何れも皆未熟者を立派な人間に教え導くことであり、学術的に云えば人間としての価値を増進するものである。従つて人間価値を如何に定むるやに就きての意見は異なると雖、要は各時代に於て価値ありと認めらるゝ文化を体得せしむることであり、換言すれば「新しい人間の育成」である。然らば今日の時代に於て価値ありと認めらるゝものは如何、それは昨年三月三十一日新憲法の精神に則つて制定せられた教育基本法が、その第一条に於て（教育の目的）を次の如く述べている。

教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行はれなければならない。

之れは教育を行う者に示された目的なのであるが、それが同時に教育機関に職を奉ずる者、又教育を受くる者のすべてがこの目的に合致するようであればならぬ事は勿論である。今茲にこの条文について一々詳しく説明することは、最高学府にある諸氏に対しては、蛇足であり、全く判りきつた事であるけれ共、然し広く我国の教育機関の現状を眺むるならば、果して之れに合致して居るや否や、甚だ疑はしいものがないではない。事実、に於て、之れに反し、人格の劣等なる、道義心のない、平和的な国家、社会の攪乱者と認めらるゝ者の存在を否定し得ないは甚だ遺憾である。かゝる徒輩はすべからず、此教育機関より一日も早く消滅すべきものであると信ずるものである。

更に基本法第八条の（政治教育）について見るに、その第二項に

法律に定める学校は特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

と規定し、又第九条の（宗教教育）については

国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

と述べてある。之の条文に就いては大学としては特に注意を払はねばならぬ場合が多い。

法律に定められた学校、及び国又は公共団体が設置した学校に於ては、其性格が国民全般に対して責任を負うべきであり、一般平等、不偏的なるものなるが故に、或る特定の政党を支持し、教育し、更に実際の活動をなすことの不可なるは、容易に理解し得るところであり、何らの疑義も生じない。従つて学校が主催する行事に於て之れを行わないことも亦当然である。

又大学に於て特定の政党、宗教に対する研究を行うことは、その専門の性質によつては、それが当然の任務であり、又学問の自由の立場から認めらるゝことも亦議論の余地はない。従つて学壇並に学会に於ける研究発表が、学術的に取り扱はれある限り、其の人の主観の見解がまじつたところで之れを止むることは出来ないが、それが研究者としての範囲を逸脱し、政治、宗教的活動に入り、一党一派の宣伝、運動に墮することは、真摯なる学者、責任ある教育者としては、自ら慎むべきものであらうと思われる。

更に又新憲法第二十条に宗教、第二十一条に集会、結社、言論、出版の自由を基本的人権として認めある以上、教官、職員、学生たるを問はず、之れが自由を奪うことは出来ない。従つて、この第八条、第九条の制限は憲法違反であると論議する者もある。勿論憲法によつて与えられたる基本的人権は侵すことは出来ない。又他の之れを抵触する法律があつても、それを以て制限さるゝが出来ないのが原則である。しかしながら、憲法第十二条に於て「之を濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のために、これを利用する責任を負ふ」と明記してあることに特に注意しなければならない。若し学内に於て一党一派に偏した、特殊なイデオロギー、或は極端なる軍国主義的な政治活動を行うならば、学校が教育、研究を目的とする特殊なる機関たる以上、その本来の目的を阻害することゝなり、又学校が政争の舞台となるような弊害が生ずることは必然であつて、ひいては公共の福祉に反する結果とあるものと考えられ、従つてこの条文は憲法に違反するものではないといふ、法律家の解釈に私は従つていのである。

勿論本条文は直接学生の行動について関係なきものと認められる。然しながら、其の法の精神よりして、学校の行うべからざる事を、学校の一翼たる学生が行つてよいといふ理論は成立しないと思われる。従つて一党一派に偏した、特殊の思想の宣伝運動は之れを禁止すべきものであると信ずるものである。殊に外部の勢力、しかも国内に闘争と混乱とを起さんとするが如き勢力に支配さるゝが如きことが吾等の学園に於て許さるべきや否やは、諸君の冷静なる理性と賢明なる判断とによつて容易に決定さるゝところであらう。

本学に於ては従来学生諸君に対して、その人権の自由を尊重して、特殊な思想団体を容認して今日に至つたが、之れ全く研究団体として行動することを以て、其の要義とするものであることは勿論である。但し茲に注意すべき事は、学内に於ける学生運動の総てを皆禁止せんとする考はないのである。それが一党一派に偏せざる、教育の府にふさわしい、学生の自治的運動であるならば、敢て之れを止むるの要はない。但しその運動が、学生諸君の純真と情熱との為めに、徒らに空理、空論に走り、過激、極端に陥つて、学生の本分を逸脱し、闘争と混乱とを喚び起し、自ら学び修めんとする学業を忘れ、学徳豊かなる人

間育成の途に反するが如きは厳に慎むべき事であることを深く一心に銘すべきであり、或は事、容認し得ざる範囲に逸脱するが如き場合は諸君の将来を思うが故に中止するの止むなきに至るべきは私の責任であることを予め茲に注意するものである。尚か、る学生運動の行はるゝに当たつては常に民主的に行はざるべきであつて、只一部の者によつて行はれ、多くの者が之れに対して無関心、無自覚であり、之れに盲従するが如き事があつてはならんと思うのである。

私を以て自由に云わしむれば、吾が国民が多年の封建的、独裁的指導の絆から一時に開放され、急に自主的に自己の責任に於て、自らの生活を開拓し、健全な社会を建設せねばならぬ今日に至つて、之れを悦び、之れに進まんと望んで居るに拘らず、永年培はれた依存性、他力本願の念より容易に脱却することが出来ずに、知らず自己自身を失え、自己の責任に属することを他に求めて居り、更に嘗つての権威に対する憎悪と不信との名残に、生活困難の不満が加はり、徒らに夫々の当局に対する反抗、闘争となり、為めに混乱を醸しつゝ、あるのが現在の吾が国の状態であると痛感するものである。しかも理性の府、教育の府にある者迄も、此悲しむべき濁流におし流され、協調融和の心を欠き、逆に自己自身の喪失が、盲目的行動を惹起し、或は却つて徹底的な冷淡、無関心ともなつて表はれて来て居ると思われるのである。

勿論学生と云はず一般民衆も、本年に入つてから確かに反省と自覚とを喚び戻したことは認められるけれ共、尚且つ未だ足りとするものでなく、殊に無関心者の反省に於て、その感を深くするものである。更に最も頼りとすべき正しき理念を有する者が徒らに傍観的、隠遁的態度に陥り易い事は誠に遺憾とするところであつて、国家を立て直し、教育を復興する急務に迫られつゝある今日、之れは極めて大なる支障である。私は吾が学園に於て正しき理念を待つ者の極めて多き事を信ずると共に之れ等の人々が袖手傍観することなく、此際一大奮起をなすべきことを要望するものである。

之れを要するに最高学府にある諸君に対し、先づ今日の現状を把握して、深く之れを認識し、之れに正しき批判と判断を下し、更に之れに対する高き理想、即ちクラーク先生の遺訓、崇高なる大志を抱き、それを実現する熱意とを要望しているのである。

今や世界は容共と反共とが対峙し、暗雲低迷して危機をはらんで居る現実を深く認識し、かゝる場合に吾が国が如何なる線に沿うて進むべきかを明かに判断せねばならぬ。

又吾が国が戦争の誤りを行い、遂に敗戦降伏なる冷厳なる筈に鞭打ち打たれ、目下占領下にあることを明確に認識し、しかも之れに拘らず無意識な或は有意識的な偏見に陥り一々指摘さるゝが如き現実を認識するならば、如何にして自主復興、文化国家を建設し得るかを深く考へ、そこに正しき判断と理想とが生れてこなければならぬ。

又現下の国内経済状態は誠に不良であり、インフレに禍されて衣食住の困難を来し、吾等の生活は極めて促迫して居る現実に立脚し、之れが改善に和衷協同して努力すべきであるに拘らず、反つて思想の悪化を来し、道義失墜、人心頹廢するならば、全く二重の損失であり、かくの如くして果して如何なる運命が招来するかを判断せねばならぬ。又近く吾

が学園を顧みるに、教育研究の面、教職員学生の窮乏誠に目を蔽ふものがある。又一面そこに長幼の序なく、師弟の愛もなく、相互の親密感もなく、学府にふさわしからざる品位なき行動が屢々見受けらるゝに至つた現実を認識するならば、如何に之れに対処すべきかを判断せねばならぬ。茲に声を大にして大に諸君の道義心と理性とに訴えねばならぬと同時に之れに向つて私は改善を計らんと決心努力している次第である。

私は本学に学び、茲に職を奉ずること四十年、誠心誠意、本学の発展、ひいては国民の福祉増進の為に一生を捧げて来たものである。今日荒れはてたる吾が愛するエルムの学園に立つて、一日も早く、平和と秩序ある真理探究の府であり、人間育成の場所たらしめんことを念願して居るのである。至誠は必ず通ずることを信ずると共に幸に我が愛する全学の諸氏が和衷協同、正しき道を歩み、吾が学園の擁護者として、将た又平和国家再建の首導者として敢然奮起せられんことを希うものである。

幸に今回大学祭を挙げるに当り、全学こぞつて誠意を以て協力せられましたことについては満腔の謝意を表しますと共に近來稀なる感激に打たれた所であつて、この大学祭を契機として明朗なる、希望に満ちた、平和なる学園たるを得ば、蓋し本大学祭挙げるの大なる意義、大なる収穫と思うのである。

これを以て本日の私の話を終りとする。

昭和二十三年十月

## < 解 題 >

井上 高聡

### 1. 伊藤誠哉と本資料について

伊藤誠哉は1883年、現在の新潟市に生まれ、新潟中学校を卒業した。1901年7月札幌農学校予修科入学、1904年本科に入学した。宮部金吾に師事して植物病理学を専攻し、卒業論文“On the Uredineae Parasitic on the Japanese Gramineae”を提出した。1908年東北帝国大学農科大学農学科を卒業するに際しては、成績優秀者として所謂「恩賜の銀時計」を授与された。卒業と共に教官に就任し、助手・助教授・教授と昇任した。植物病理学・菌類学を専門とし、特に稲熱病防除法の研究に大きな業績を残した。1941-45年に北海道帝国大学農学部長を務め、1945-50年には第5代総長・学長として戦後の困難な時期の大学運営を担った。1950年に学士院会員、1959年には「我が国の作物病害と菌類に関する植物病理学研究」により文化功労者に選定された。1962年死去。主著として、「水稻主要病害第一次発生と其の綜合防除法」(1932年)、『日本菌類誌』(1936-64年)などがある<sup>1)</sup>。

ここに紹介した資料は、伊藤誠哉門下生であった四方英四郎名誉教授から2008年7月28日にご寄贈いただいた、伊藤誠哉総長・学長の自筆式辞原稿「明治節式辞」（1946年11月3日）、「憲法発布記念式々辞」（1946年11月3日）、「体育祭・文化祭に於ける総長演述」（1948年10月）である。式辞は、敗戦後の大学の状況や、戦後民主化の過程と内実を端的に示す資料である。

## 2. 北海道帝国大学における「明治節」拝賀式

明治天皇は、和暦（太陰太陽暦）の嘉永5年9月22日、西暦（太陽暦）では1852年11月3日に生まれた。維新政府成立後の1868年（明治1年8月26日）、太政官は「九月二十日ハ 聖上 御誕辰相当ニ付毎年此辰ヲ以群臣ニ酺宴ヲ賜ヒ 天長節御執行相成天下ノ刑戮被差停候偏ニ衆庶ト御慶福ヲ共ニ被遊候 思召ニ候間於庶民モ一同御嘉節ヲ奉祝候様被仰出候事」<sup>2)</sup>と、明治天皇誕生日に当たる9月22日に天長節の儀式を実施し、天皇は慶事を下民と共に祝う所存であるから庶民もみんなで天長節を奉祝するように公布した。これが国民も巻き込んだ国家行事としての「天長節」の始まりである。政府は1873年1月1日をもって太陽暦を導入し、10月14日に太政官は「天長節」を11月3日と改めて祝祭日と定めた<sup>3)</sup>。

その後、1891年6月17日には文部省が「小学校祝日大祭日儀式規程」で、「天長節」をはじめとする祝祭日に小学校で儀式を行なうことを定めた。儀式の内容は次第に定型化がなされ、「天長節」は「一月一日」、「紀元節」（2月11日）と共に「三大節」として定着していった。「三大節」の学校儀式は「高等専門教育機関では基本的に各学校の任意に委ねられていた」<sup>4)</sup>が、札幌農学校では早い時期から行なっていたようである。

1912年7月30日に明治天皇が死去して大正天皇が即位すると、政府は「天長節」を大正天皇誕生日である8月31日に移し、明治天皇の死去日である7月30日を「明治天皇祭」として祭日に加えた<sup>5)</sup>。

昭和天皇は、即位した翌年の1927年3月3日に、「明治節ヲ定メラル詔書」を発した。伊藤誠哉総長が「明治節式辞」で引用しているように、「臣民」と共に明治天皇の偉大な業績を顕彰し、賢明だった明治時代に思いを馳せるため11月3日を「明治節」と定めるとした<sup>6)</sup>。政府は、「明治節」を先の「三大節」に加えて「四大節」と称し、学校儀式をする国家祝日とした。

政府が「明治節」を定めた1927年11月1日に北海道帝国大学事務官が文部大臣官房秘書課長宛に電信で「明治節奉祝方法ノ儀承リタシ」と照会を行なう手続きを取った。文部省からの回答は残っていないが、11月2日付で事務官が各部長宛に北大秘第393号で「明三日ハ明治節祝日ノ処諒閣中ニ付儀式ハ之ヲ行ハス明治天皇ノ盛徳ヲ追憶シ奉リ謹シテ休業致候条部局職員へ右周知方可然御取計相成度依命及御通知候也」と、大正天皇死去の服喪中なので儀式を行わず休業とする旨を通知した<sup>7)</sup>。

翌1928年には、10月29日に大学事務局が「明治節拝賀式」挙行を通知する手続きを行なった。庶務課長名で各部局長に対し、「来ル十一月三日午前十時中央講堂ニ於テ別紙順序ニ依リ明治節拝賀式挙行セラレ候条午前九時五十分迄ニ参集相成候様貴部職員へ通達方可然御取計相成度依命此段通知候也」<sup>8)</sup>と、11月3日午前10時から中央講堂で「明治節拝賀式」を挙行すると通知文案である。学生に対しては以下の通知案を用意した。

学生生徒

来ル十一月三日午前十時中央講堂ニ於テ明治節拝賀式挙行候条制服着用参列スヘシ  
但シ午前九時五十分迄ニ中央講堂ニ参集部科別級名ヲ記入ノ名刺ヲ差出体操教官ノ  
指揮ヲ受クヘシ

右揭示ス

昭和三年十月 日

学名

式次第は以下のようなものであった。

式次第

- 一、学生生徒着席
- 二、教職員着席
- 三、開扉幕 最敬礼 (号令 酒井大佐)
- 四、拳式宣言 (根本事務官事務取扱)
- 五、奏楽 君が代合唱
- 六、教育勅語奉読 (総長代理高岡教授)
- 七、天皇皇后両陛下万歳三唱 (ク)
- 八、閉扉幕 最敬礼
- 九、退散

「三、開幕」は「御真影」(天皇・皇后写真)を表掲することを示す。文案段階で推敲が見られるが、この次第通り儀式を行なったと考えられる。その後、「総長式辞」が加わるなど多少の変更もあったが、例年、大学は「明治節拝賀式」をこの次第に準拠して実施した。

また、1937年10月22日には文部省から総長宛に以下のような通知があった。

発社三一六号

昭和十二年十月二十二日

文部次官

北海道帝国大学総長 殿

明治節奉祝ニ関スル件

明治節ニ際シ従来貴学ニ於テハ拝賀式ヲ挙行ノ処本年ハ特ニ時局ニ鑑ミ日清日露両戦役当時ノ国歩艱難ヲ回顧シテ御稜威ヲ欽仰シ奉リ併セテ当時ノ国民奉公ノ忠誠ヲ俾ヒ以テ現下ノ難局ニ資シ学生生徒ヲシテ愈々挙国一致、尽忠報国ノ精神ヲ体得セシメ度

ニ付左記事項御了知ノ上可然御実施相成度

記

- 一、学校ニアリテハ従来ノ挙式ノ例ニ依リ奉拜式又ハ祝賀式ヲ行フコト
- 二、当日ハ適宜ノ方法ニ依リ明朗真摯ナル気分ヲ以テ明治節ヲ奉祝シ本文趣旨ノ達成ヲ図ルニ努ムルコト

尚当日ハ別ニ式典ニ参列セサル一般国民ノ為午前九時ヲ期シ「国民奉祝ノ時間」ヲ設定シ夫々ノ場所ニ於テ全国一斉ニ宮城遙拝ヲ行ハシムルコトト相成コノ為同時刻ニハラヂオ、汽笛、サイレン、鐘等ニ依リ周知方法ヲ講スル筈ニ付為念<sup>9)</sup>

文部省は、「明治節」儀式においても戦時体制に入った時局を鑑みて、明治天皇時代の日清・日露戦争を引き合いにして、学生・生徒に対して「挙国一致、尽忠報国ノ精神」を強調するように強く求めた<sup>10)</sup>。

1938年以降も1943年までは北海道帝国大学において「明治節拝賀式」を行なった記録がある。伊藤誠哉総長の「明治節式辞」に1946年の式典が19回目に当たると述べているから、1944年、1945年も式典を実施したと推測できる。

資料紹介で掲げた式辞を伊藤誠哉総長が述べた1946年11月3日の「明治節拝賀式」について、学内で次の通知がなされた。

北大秘第三七一号

昭和廿一年十月卅一日

庶務課長 鎌田勇五郎

農場長 殿

明治節拝賀式並ニ改正憲法発布祝賀式挙行ニ関スル件

来ル十一月三日（日）午前十時ヨリ中央講堂ニ於テ明治節拝賀式並改正憲法発布祝賀式ヲ挙行セラレマスカラ当日午前九時五十分迄ニ参集方貴農場職員並ニ学生々徒ニ御通達相成度右御通知致シマス

式次第

- 一、開式の辞
- 一、国歌奉唱
- 一、総長式辞
- 一、閉式の辞

以上<sup>11)</sup>

1946年11月3日は日本国憲法発布の日でもあった。従って、「明治節拝賀式」と憲法発布祝賀式を同時に行なった。引用した資料は、学生生徒が所属しない農学部附属農場宛の通知であるため学生・生徒への通達に関する文言は削除されているが、職員・学生・生徒等が参列して戦前同様に午前10時から中央講堂において「明治節拝賀式」を実施した。式次第では当然のことながら、「御真影」への最敬礼、「教育勅語」奉読、「天皇陛下万歳三

唱」が消え、儀式としてはかなり様変わりした。

翌1947年に「明治節拝賀式」挙行に関する記録は管見の限り見当たらないため、実施したかどうかを確定できないが、実施しなかった可能性が高い<sup>12)</sup>。おそらく、1946年の「明治節拝賀式」が戦前から続いた天皇に関わる最後の学校儀式であったと推測できる。

### 3. 「明治節式辞」と「憲法発布記念式々辞」

先述のように1946年11月3日は、「明治節拝賀式」と「憲法発布祝賀式」を同時に行なった。「明治節式辞」では、明治天皇の略歴と功績を述べているが、「五箇条の御誓文」には特に詳しく触れている。また、昭和天皇が「五箇条の御誓文」に言及した1946年1月1日の所謂「人間宣言」も引用している。「憲法発布記念式々辞」ではより明確に、日本国憲法発布を「五箇条の御誓文」の構想の継承と捉え憲法発布と明治天皇の関連性を指摘しようとしている。

ところで、1946年の「明治節」実施に関して文部省が北海道帝国大学へ通知した文書は残っていないが、何らかの指示があったと推測できる。1946年10月30日に福島県内務部長が各市長・中学校長等へ宛てて以下の通牒を発している。

明治節祝賀式について

標記の件について軍政府より注意もあったので左の点について留意の上挙行されたい。尚当日は憲法発布に当るので、その意味に於て憲法発布の真意義を発揚、徹底させる様にされたい。

記

- 一、明治節祝歌を唱はざること。
- 一、「君が代」を唱はしむること。
- 一、明治節としての式典は簡素化すること。
- 一、憲法発布祝賀式典は意義深く挙行すること。<sup>13)</sup>

GHQ から儀式の簡素化、新憲法発布の重視という指示があったことを窺い得る。北海道帝国大学でも、「明治節拝賀式」の式次第が示す通り儀式内容を簡素化している。憲法発布重視の指示についても、伊藤誠哉総長が式辞において「明治節」より新憲法発布に重点を置いているのは明らかである。

伊藤誠哉総長の「憲法発布記念式々辞」では「五箇条の御誓文」から説き起こして新憲法との関連に触れ、旧憲法を部分的に批判しつつ、新憲法について詳細な解説を行なっている。「五箇条の御誓文」の成立過程や歴史的背景を考察すれば、新憲法の民主主義理念について「五箇条の御誓文」の文言を引き合いに出すのは曲解と言える。しかし当時は、先述した1946年1月1日の昭和天皇の「人間宣言」や、吉田茂首相の国会答弁など、「五箇条の御誓文」を日本の民主主義理念の淵源として評価することが多く、伊藤誠哉総長の式辞もそうした動向を踏襲したものであった。

#### 4. 大学祭をめぐって

1946年7月5日、北海道帝国大学学友会が発足した<sup>14)</sup>。学友会は最初の事業として「大学祭」を企画し、10月17-27日に実施した。特に19日（土）、20日（日）の両日は研究室・教室の開放を行ない、市民が殺到した。研究室・教室の一般開放は大学にとって初めての試みであったが、概ね好評であった<sup>15)</sup>。

しかし、その後の学友会は活動が低調となり<sup>16)</sup>、翌1947年の大学祭を実施することはできなかった。

1948年、伊藤誠哉総長は式辞の中で「大学祭」という言葉を用いているが、1946年のような全学統一・参加・公開をする「大学祭」ではなく、実際は一部の学部や団体が参加する「体育祭及び文化祭」という形式で実施した。『北海道新聞』は次のように伝えている。

クラーク博士胸像除幕式で大学祭り開く

研究費を出すささぬでもみにもんだ旧制度最後の大学祭は八日クラーク博士の胸像除幕式によってはじめられ高松宮払下げのゆかりの馬車が遊覧用として構内を無料で巡回するほか各学部自慢の研究が一般に公開されるが、面白いものは理学部のおよそ二千万年前の世界に一つしかない動物デスマスチルスの骨格の初公開、医学部法医学のウソ発見器の実験、工学部のロボット実験、農学部のタバコの懸賞見分けなどである。<sup>17)</sup>

10月8日から始まった「体育祭及び文化祭」は経費の問題で開催が危ぶまれたこと、2年前の第1回大学祭でも好評だった研究室・教室公開を行なったこと、現在は総合博物館が所蔵・展示しているデスマスチルスの骨格を初公開したことなどを窺い得る。

また当日、クラーク胸像の再建除幕式を行なった。クラーク胸像再建除幕式の様子については、翌9日の新聞に詳報を伝えている。

クラーク博士 再びエルムの森に帰る

エルムの学園のシンボル——クラーク博士の胸像は去る十八年六月十日以来その英姿が失われ台石に刻まれた“ボーイズ・ビー・アンビシャス”の名言だけが二千の学徒にとって先生をしのぶ唯一のよすがとなっていたが、八日朝大学祭をとし中央講堂前で晴れの再建除幕式が挙行された、除幕はクラーク先生の教え子の一人名誉教授宮部金吾博士の令孫潤子さん（北大予科二年）によって行われ、伊藤総長の挨拶について目のあたりに出現したブロンズの恩師の像のもと八十九歳の宮部博士はあふるゝ感激に声をふるわせながら祝辞をのべ最後に胸像再建期成会渡辺紘君（農学部三年）が“クラーク精神の復興に努力します”

と再建経緯報告の終りの言葉を力強く結んで式を閉じたが胸像の前は本道文教の開拓者をしたう男女学徒や市民の群で終日にぎわった<sup>18)</sup>

初代のクラーク胸像は1926年5月14日「北海道帝国大学創基50周年記念式典」当日に除幕した<sup>19)</sup>。しかし、戦時の金属回収令により胸像を抛出することとなり、1943年5月25日

に胸像献納式を行なった<sup>20)</sup>。その後は記事にもある通り台座だけが残っていた。2009年現在、構内の中央ローン一隅にあるクラーク胸像は、1948年に再建した第2代目のものである。

新聞記事はクラーク胸像再建除幕式の様子を伝えると同時に、「特殊思想を排し学園を擁護せよ 大学祭に 伊藤総長諭す」との見出しで、「体育祭及び文化祭」における伊藤誠哉総長の式辞を抄録し、一部の学生などが激しい左翼運動を展開している大学の様子を伝えている<sup>21)</sup>。伊藤誠哉総長の式辞はむしろ、「体育祭及び文化祭」実施よりも左翼運動批判に力点を置いている。1948年は公職追放が進み、左翼運動が最も勢いを増した時期に当たる。ちょうど、日本社会は所謂「逆コース」へと転換がなされようとする時期であった。

一方、翌1949年以降も「体育祭及び文化祭」が実施された。1946年に次いで全学統一・参加・公開を行なう2回目の「大学祭」は1952年に至って漸く実現した<sup>22)</sup>。

#### 〔注〕

- 1) 伊藤誠哉の履歴に関しては、北海道大学大学文書館所蔵履歴資料、『札幌農学校一覧』、『東北帝国大学農科大学一覧』、『北海道帝国大学一覧』、村山大記「伊藤誠哉」（『北海道の自然と生物』第6号、1992年4月、樞書店）を参照した。
- 2) 第679（『法令全書 自慶応三年十月至明治元年十二月』、内閣官報局、1887年10月）。
- 3) 太政官第344号（『法令全書 明治六年』、内閣官報局、1989年5月）。
- 4) 佐藤秀夫編『続・現代史資料8 教育 御真影と教育勅語I』（みすず書房、1994年12月）33ページ。
- 5) 1912年9月4日勅令第19号。
- 6) 政府が4月29日を「昭和の日」と定めた際の「激動の日々を経て、復興を遂げた昭和の時代を顧み、国の将来に思いをいたす」（2005年5月20日、法律第43号）という発想も類似のものである。
- 7) 「儀式関係書類 自昭和二年十二月至同十二年十二月 北海道帝国大学」（帝国大学期簿書00324、北海道大学大学文書館蔵）。
- 8) 前掲注7に同じ。
- 9) 前掲注7に同じ。
- 10) 1938年から1941年まで毎年、文部省は各省次官会議で決定した「明治節奉祝実施要綱」を通達した。戦局と戦時体制の変化に応じて趣旨説明や実施内容の文言や表現に大幅な変更はあるが、基本的に1937年「明治節奉祝二関スル件」の枠組みを踏襲している。「儀式関係書類 自昭和十二年至全十八年」（帝国大学期簿書00375、北海道大学大学文書館蔵）。
- 11) 「雑件書類 昭和二十一年度 北海道帝国大学農学部附属農場」（帝国大学期簿書00489、北海道大学大学文書館蔵）。
- 12) 1947年2月8日、事務局長は農場長に宛て、北大秘第46号「紀元節取り止めに關する件」を發し、「来る二月十一日の紀元節祝賀式は都合により取り止めと決定致しま[し]たから貴場職員学生々徒に示達方ご配慮下さい」と通知した（「雑件書類 昭和二十一年度 農場」、帝国大学期簿書00468、北海道大学大学文書館蔵）。GHQは神道に關わる儀式の中止を指導していたため、同年の「明治節」も「紀元節」同様に実施しなかったと考え得る。
- 13) 佐藤秀夫編『日本の教育課題5 学校行事を見直す』（東京法令出版、2002年12月）222-223ページ。

- 14) 『北大百年史 通説』（北海道大学、1982年7月）303ページ。  
札幌農学校以来、学生・生徒は「文武会」を中心に文化・スポーツ活動を繰り広げていた。1941年2月6日、「文武会」は、文部省の意向により教職員を一丸とした戦時総動員のための錬成報国団体である「報国会」に改組された。敗戦後の「報国会」解散を受けて、校友会組織である「学友会」が発会した。同上『北大百年史 通説』283ページ。
- 15) 『北海道帝国大学新聞』第304号（1946年9月24日）、第305号（10月15日）、第306号（11月12日）。
- 16) 『北海道帝国大学新聞』第315号（1947年9月10日）。
- 17) 『北海道新聞』1948年10月8日。
- 18) 『北海道新聞』1948年10月9日。記事中に宮部金吾とW.S.クラークの関係を「教え子」、「恩師」と記しているが正確ではない。W.S.クラークが教頭として札幌農学校に在任したのは、1876年7月から1877年4月までである。従って、札幌農学校第1期生はクラークの講義を受けたが、第2期生の宮部は直接教えを受けていない。
- 19) 前掲注14『北大百年史 通説』220ページ。
- 20) 『北大百年史 部局史』（北海道大学、1980年3月）32ページ。
- 21) 前掲注18に同じ。
- 22) 『北海道大学新聞』第377号、1952年10月30日。

（いのうえ たかあき／北海道大学大学文書館員）